

ID: 157

担当部署: 企画部 国際文化推進室 市民センター

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市民会館条例 第5条		
例 規 番 号	昭和38年条例第29号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第5条 会館の施設及び設備等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ必要な事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び第6条の規定による。 (使用許可の制限) 第6条 次の各号のいずれかに該当するものについては、使用を許可しない。 (1) 公共の秩序及び風紀を乱し、又は公益を害するおそれのあるとき。 (2) 引き続き7日を超える使用及び曜日、日時等を指定して独占的使用を行うとき。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。 (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (4) 管理上支障があると認めるとき。 (5) その他市長が不適當と認めるとき。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日